

助成制度について

■子育て世帯空き家リノベーション事業

◇補助要件

- ・補助対象が子育て世帯であること（中学生までの子がいる世帯）
- ・居住の用に供する建築物であること
- ・空き家バンクを通じて取得した空き家であること。
- ・10年以上居住すること。
- ・耐震性が確保されていること。
- ・補助上限は、200万円とする。（下記は、補助割合等一覧表）

	申請者	国	県	市
昭和 56 年 6 月 1 日以降の建物又は新耐震基準に適合しているもの	1/3	1/3	1/6	1/6

例)

		申請者	補助	補	国	県	市
昭和 56 年 6 月 1 日 以降の建物又は新 耐震基準に適合し ているもの	負担割合	1/3	2/3	助 の 内 訳	1/3	1/6	1/6
	事業費 900 千円の場合 (千円)	300	600		300	150	150
	事業費 3,000 千円の場合 (千円)	1,000	2,000		1,000	500	500
	事業費 4,000 千円の場合 (千円)	2,000	2,000		1,000	500	500

※裏面：「滋賀県子育て支援世帯空き家リノベーション事業費補助金」のパンフレット（滋賀県住宅課作成）

■特定空家等除却支援事業

◇補助要件

- ・栗東市内にある特定空家等と認定された空家等であること。
- ・個人名義であること。
- ・現に使用されていない建築物で、かつ、今後も居住の用に使用される見込みがないこと。
- ・土地等について所有者が明確であり、所有者以外の権利設定がないこと。
- ・土地郎における一切の権利、権限について、その疑義が解決済みであること。
- ・栗東市内にある補助金の額は、工事に要する経費の 5 分の 1 の額とし、補助金の上限は 20 万円（下記は、補助割合等一覧表）とする。

	申請者	市
特定空家等	4/5	1/5

例)

		申請者	市
特定空家等	負担割合	4/5	1/5
	事業費 80 千円の場合 (千円)	64	16
	事業費 100 千円の場合 (千円)	80	20
	事業費 150 千円の場合 (千円)	130	20

(参考)『滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金』のパフレット

ゆとりのある子育て環境づくりを応援します!

**「滋賀県子育て世帯
空き家リノベーション事業費補助金」**

空き家バンクを通じて取得した
中古住宅の改修費を補助することで、
子育て世帯の住まいづくりを支援します!

市役所
国土交通省
滋賀県

改修費は1/3※の負担でいいのね!

※ 市町によって、補助率や補助要件等が異なりますので、詳しくは各市町の担当窓口までお問い合わせください。

高島市 東近江市 米原市
豊郷町 甲良町 多賀町

補助対象工事例

	キッチン改修工事		風呂場改修工事		トイレ改修工事
	増改築工事		床暖房設置工事		窓改修工事
	屋根葺替工事		耐震改修工事		左官工事
	防蟻工事		壁紙張替工事		畳入替工事
			網戸張替工事		etc...

※ 外構、車庫、倉庫、家具、家電製品、その他の器具、特殊な設備等は補助の対象となりません。

※ 同じ住宅に対する改修工事であっても、補助対象となる経費が異なる場合は他の補助制度と併用できます。

併用可能な補助金の対象例

- 省エネ機器の導入 (スマート・エコハウス普及促進事業費補助金)
- 県産材の利用 (木の香る淡海の家推進事業)
- 耐震改修 (滋賀県木造住宅耐震改修等事業費補助金) など

対象市町ごとの補助額の上限

補助対象市町	補助率	補助上限額
高島市	2/3	2,000,000円
東近江市	1/5	1,000,000円
米原市	2/3	2,000,000円
豊郷町	2/3	1,000,000円
甲良町	2/3	1,000,000円
多賀町	1/2	1,000,000円

本事業に関連する制度のご案内

その他の経済的支援

住宅リフォーム減税制度

住宅リフォームを行うと、要件を満たす場合は税の優遇を受けることができます。優遇を受けることができる税の種類は、次の通りです。

所得税 贈与税
固定資産税 登録免許税

問い合わせ先
【所得税・贈与税・登録免許税】お住まいを管轄する税務局
【固定資産税】各市町の担当窓口

ホームページ

住宅金融支援機構のご案内

本補助制度を活用して住宅取得を行うことにより、住宅金融支援機構が提供する【フラット35】(長期固定金利住宅ローン)で金利優遇を受けられる場合があります。

問い合わせ先
住宅金融支援機構 お客様コールセンター
TEL/0120-0860-35

ホームページ

中古住宅に不安をお持ちの方には

各種瑕疵担保保険のご案内

国土交通省が指定した住宅専門の保険会社において中古住宅・空き家などの「既存住宅」の取引や、リフォーム工事の安心を高める保険制度が用意されています。

既存住宅売買瑕疵担保保険
リフォーム瑕疵担保保険

ホームページ

住まいのあんしん総合支援サイト (国土交通省ホームページ内)

専門家に相談したいとき

「滋賀県空き家管理等基盤強化推進協議会」では、空き家の管理等に関する様々な事項について、無料相談を実施しています。

問い合わせ先
滋賀県空き家管理等基盤強化推進協議会 ((公社) 滋賀県建築士会内)
TEL/077-522-1615
FAX/077-523-1602

ホームページ

対象者

- ・ 空き家バンクを通じて空き家を取得し、改修する子育て世帯の方

子育て世帯 補助金を交付申請する年度の末日において、中学生までの子どもがいる世帯

支援内容

住宅の改修

最大 補助率：経費の2/3
補助限度額：200万円

注意事項

- ・ 改修工事の契約前に市町担当窓口での交付申請が必要です。
- ・ 予算には限りがあり、なくなり次第終了します。
- ・ 先着順です。 **募集期間** 平成30年12月28日まで

お問い合わせ先

高島市	☎ 0740-25-8526 (直)
東近江市	☎ 0748-24-5669 (直)
米原市	☎ 0749-52-6623 (直)
豊郷町	☎ 0749-35-8112 (直)
甲良町	☎ 0749-38-5061 (直)
多賀町	☎ 0749-48-8122 (直)

制度全般に関するお問い合わせはこちら
滋賀県土木交通部 住宅課企画係
☎ 077-528-4235 (直)